

長野県松本市市上 9-9
TEL:0263-33-2223 FAX:0263-33-2396
長野県長野市栗田 989 番地 1
TEL:026-291-4153 FAX:026-291-4163
長野県長野市栗田 292 番地
TEL:026-291-4152 FAX:026-226-5702
長野県飯田市育良町 2-14-2-101
TEL:0265-25-0262 FAX:0265-25-0312
HP:https://www.narusako.co.jp



- ゴルゴ 13 さいとう・たかをに学ぶ経営
- 令和 4 年税制改正 ～資産税関連～
- 社会福祉法人の大規模修繕を考える
- 令和 5 年 10 月からインボイス制度が導入されます (PART2)

ゴルゴ 13 さいとう・たかをに学ぶ経営



漫画・劇画世界の帝王、さいとう・たかを（齋藤隆夫）さん（以下、齋藤さん）をご存知でしょうか。彼は世界で最も発行巻数の多い単一漫画シリーズとしてギネスブックに認定されたゴルゴ 13（ゴルゴ・サーティーン）や、鬼平犯科帳といった大作を生み出し、長きにわたり活動してきた有名な漫画家でしたが、2021 年 9 月に人生の幕を閉じました。ゴルゴ 13 は、テロや民族紛争など最新の国際情勢がテーマとして扱われており、作品を楽しみながらも国際情勢を学ぶことができるため、ファンの一人として大変ショックでした。今後、作品の存続がどうなるのか心配でしたが、帝王がいなくなっても作品は継続するようで、連載モノのシリーズが今後も読めることは沢山のファンにとって朗報です。

漫画という個人の技能が重視される世界で、齋藤さんは早くから分業体制による作品制作を進めてきました。漫画家は、子供の憧れの職業の上位になることも多いですが、現実的に職業として食べていくことができる人はほんの一握りです。齋藤さんは、漫画家になる前に家族で経営していた理髪店を引き継いでいるため、理容師として働いていた時期もありますが、理容師は全国に 22 万人強、美容師に至っては全国に 53 万人強います。これらの職業と漫画家を比較すると、漫画を描くことはビジネスとして成立させることが難しい職業だと感じます。

芸術家になるために家を出た父と同様に、齋藤さんも家を出て漫画の世界に飛び込みましたが、多くの漫画家が自分の足りないところに悩んでいることに問題意識を持ちました。絵を書く才能、ドラマを作る才能、それらを構成する才能等は全て別物であると考えた齋藤さんは、1 人の天才の仕事に依存するコミック制作ではなく、多くの才能を集結してコミックを完成させる、こうした仕事体制を作り出しました。スタッフには他の漫画業界で働く方よりも良い待遇を与え、永続性のある組織を作りました。ゴルゴ 13 は素晴らしい作品ですが、経営者が亡くなっても数々のシリーズを作り出せる「組織」を残した齋藤さんは、経営者としても一流なのだと感じます。

「天才は 1% のひらめきと 99% の努力である」という名言でおなじみの白熱電球や蓄音機といった発明をしたエジソンも、齋藤さんと同様に研究や開発を個人ではなくチームで行い、組織的に膨大な実験を行いながらたくさんの発明をしました。そしてエジソンの理念や考え方は、現在の GE（ゼネラルエレクトリック社）に受け継がれています。

また、かつてのドイツ現代アーティストであるヨーゼフ・ボイスは「社会彫刻」という概念を唱えています。「あらゆる人間は自らの創造性によって社会の幸福に寄与しうる。すなわち、誰でも未来に向けて社会を彫刻しうるし、しなければならない。」という考え方です。つまり、すべての人々が自分の視点で見出した社会的問題を、自分なりの表現方法で問題提起し解決を図っていくことができ、それがビジネスに繋がっていくという考え方です。

貧困、格差、環境など様々な社会的課題が私達の周りにはたくさんあります。1 人の天才の出現を待ち望むのではなく、個人間または企業や非営利組織などの組織間での様々なチームによる共創活動によって社会的な課題解決に貢献する事、それが組織経営者の役割なのではないかと改めて感じました。

成迫 升敏

有限会社長野県 M&A センターのホームページ開設のお知らせ

この度、有限会社長野県 M&A センターのホームページを開設致しました。

M&A に関する事例やサービス内容についてご紹介しております。

ご興味がある方は下記の URL または右の QR コードよりご覧下さい。

<https://www.nagano-ma.co.jp/index.html>

今後ともご愛顧の程、宜しくお願い申し上げます。



令和4年税制改正 ～資産税関連～

令和3年12月10日に、令和4年度税制改正大綱が発表されました。今回は「資産税」に関する分野を中心に改正の概要をご説明させていただきます。

暦年贈与

注目されていた「贈与税の暦年課税制度の廃止」と「生前贈与加算の期間の延長」は、令和4年度の改正では見送り(継続審議)となりました。但し、【令和4年度税制改正大綱 第一 2.(2)相続税・所得税のあり方】に『現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど(中略)本格的な検討を進める。あわせて、経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、(中略)そのあり方について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある。』との記載があるため、来年度以降の改正の可能性はまだ残っています。

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

令和4年(2022年)1月1日以降の贈与について、下記が適用されます。

① 適用期限が令和5年(2023年)12月31日まで2年延長されました。



② 非課税限度額は、新築等に係る契約の締結時期に関わらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした住宅家屋の区分に応じることとなります。

非課税限度額の改正前と改正後

		改正前	改正後
新築等に係る契約締結日		令和2年4月～ 令和3年12月	新築等に係る契約締結 時期は考慮しない
良質な住宅用家屋 (※①)	消費税率10%	1,500万円	1,000万円
	上記以外	1,000万円	
上記以外の 住宅用家屋	消費税率10%	1,000万円	500万円
	上記以外	500万円	

※①省エネ性、耐震性、バリアフリー性の高い住宅のいずれかを満たす住宅

③ 適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件(※②)が廃止となり、新耐震基準に適合している住宅用家屋(登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋は新耐震基準に適合しているとみなす)であることが加わります。

※②建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内(耐火建築物の場合は25年以内)に建築されたもの

④ 民法改正で成人年齢が引き下げられるため、令和4年4月1日より受贈者の年齢要件が18歳以上に引き下げられます。

今回は令和4年の改正のみの説明になりましたが、適用を受けるためには上記の他に受贈者や家屋の要件があり、また、定められた書類を添付のうえ贈与税の申告等の手続きが必要になります。

法人版事業承継税制

特例承継計画の提出期限が令和6年3月末まで1年間延長されます。ただし、『特例措置の適用期限は令和9年12月末まで』と変更がないため注意が必要です。コロナの影響を見定めるため事業承継の時期を遅らせる傾向がありますが、特例措置の適用期限は変わらないため、早めの準備をご検討ください。

資産課税は、年々税制改正により条件が厳しくなる傾向にあります。事業承継やご家族への贈与をお考えの方は、お早めに弊社担当者にご相談ください。

財務コンサルティング事業部 生田 宏明

社会福祉法人の大規模修繕を考える

最近、介護老人福祉施設等の施設を運営している社会福祉法人から大規模修繕についてご質問を頂くことが増えてきました。今回は大規模修繕にかかる項目や費用、資金準備について考えていきたいと思えます。

修繕の対象になる工事と修繕時期

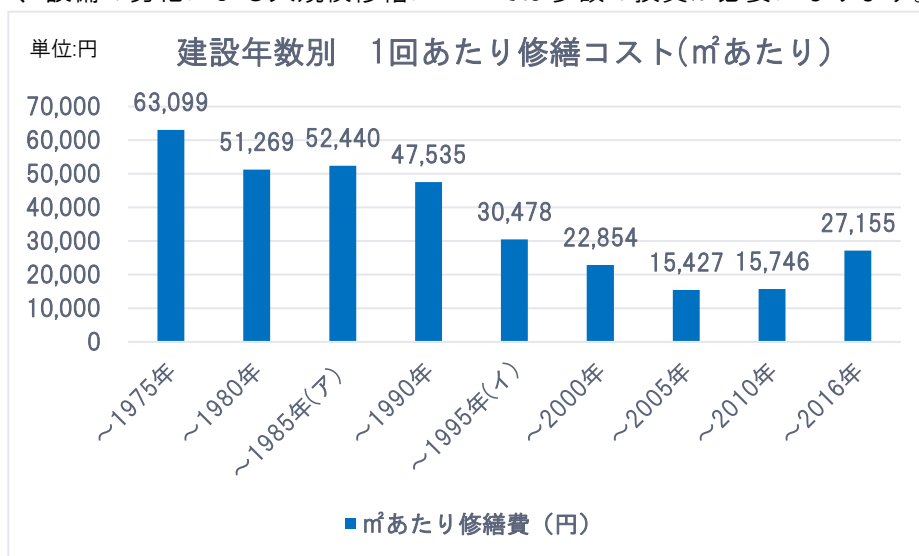
まず、修繕の対象になる工事と修繕時期はどの程度の期間を目安にすれば良いのでしょうか。下記の表から、施設を開設しておおよそ15年程を目途に手を入れていく必要があります。

項目	内容	修繕の目安
外壁・屋根	外壁塗装・屋上防水・屋根	15年
電気設備	高圧機器・自家発電機	25年
空調設備	空調・換気設備	15年
給排水設備	ボイラー・ポンプ関係	15年
防災設備・昇降設備	スプリンクラー・エレベーター	25年
内部改修	居室・浴室・食堂の改修	適宜

※出典：医療福祉研究協会 社会福祉法人における事業継続に必要な建設費と大規模修繕に関する調査研究

大規模修繕のコスト

次に大規模修繕のコストを見ると、建設年数が古い施設の方が修繕単価が高い傾向にあります。突発的な修繕とは別に、設備の劣化による大規模修繕については多額の投資が必要になります。



※出典：医療福祉研究協会 社会福祉法人における事業継続に必要な建設費と大規模修繕に関する調査研究

【大規模修繕事例】	令和4年3月に大規模修繕した場合(1,000㎡)	
(ア)1981~1985年建設施設	修繕単価：@52,440円	52,440,000円
(イ)1991~1995年建設施設	修繕単価：@30,478円	30,478,000円

例えば上記の例だと令和4年3月に同じ面積の大規模修繕を行う場合、築年数が経過している建築物の方が修繕に係るコストが1.7倍程増加する試算になります。資金準備の方法については3点程(①補助金、②自己資金(積立金)、③借入金)を組み合わせるの検討となります。自治体によっては補助金が出るケースもありますので、大規模修繕のタイミングが合えば申請したいところです。不足分を自己資金や借入金で賄う必要がありますが、社会福祉法人でも社会福祉充実残額がある法人は充実計画に盛り込む、充実残額がない法人も今から修繕積立金を捻出していく計画を作成してみても如何でしょうか。

設備に大規模修繕に係るコストを見積り、どの位の期間をかけて資金を準備していくか。施設系でも収支差率が落ちてきていますので積立金を積んでいくのは大変かもしれません。だからこそ時間をかけて資金の準備が必要なのではないでしょうか。

医療福祉事業部 北澤 守

令和5年10月からインボイス制度が導入されます (PART2)

事務所通信 352号(2021年8月号)で令和5年10月1日から導入される「インボイス制度」について簡単にご説明致しました。具体的にインボイス(適格請求書)の記載事項やインボイスを発行するには「適格請求書発行事業者」の登録が必要となり、令和3年10月1日から登録申請の受付が始まっていること等を書かせていただきました。すでに登録を済ませて、登録番号が税務署から送られてきている方もいらっしゃると思います。

インボイス制度の下では、帳簿及びインボイスの保存が仕入税額控除の要件ですが、例外的にインボイスの保存がなくても仕入税額控除が認められる場合があります。

今回はそんな例外的な事例をいくつかあげてみたいと思います。

インボイスがなくても仕入税額控除が認められる場合

①インボイスの交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送

これは、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判断します。

切符1枚ごとの金額や、月まとめ等の金額で判断することにはなりません。



②古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物の購入

例えば中古車販売業で消費者から中古車の仕入れを行った場合など



③宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物の購入(棚卸資産に限る)

④適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品の購入

例えば産業廃棄物処理業を営む者の消費者からの有価物(鉄等)の買取など



⑤適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等

⑥適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス

⑦従業員に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費・宿泊費・日当等)

上記のほかにも使用後に回収される入場券の購入や質屋を営む場合の質物の買取等があります。

口座振替される場合の対応

では、事務所家賃など請求書等の交付がなく、口座振替される場合の対応はどうしたらいいでしょうか。令和5年10月以降の新規の契約であれば、賃貸借契約書に貸主の登録番号等が記載されていると思いますが、賃貸借契約書に加え、その銀行口座に係る通帳を保存すれば、インボイスの記載事項を満たして仕入税額控除が認められることとなります。

しかし、ここで気になるのは既存の契約の場合です。この場合、新たに賃貸借契約書を結び直す必要はありませんが、借主は賃貸借契約書及び通帳の保存に加え、記載が不足している登録番号、適用税率や消費税額等について、貸主から別途通知を受け、保存する必要があります。

事務所家賃以外の請求書等がない取引も同様です。事務所の家賃以外にも顧問料やリース料などその都度、請求書等の交付を受けない取引は他にもあると思います。その場合にも、「契約書+通帳」に加えてインボイスの不足事項を別途通知を受け保存することによって仕入税額控除が受けられます。

なお、上記のように借主等が契約書等の各種書類を保存する対応のほか、貸主等が一定の期間の賃料等についての適格請求書(インボイス)の交付を行う場合には、借主等はそのインボイスを保存することで仕入税額控除を受けられます。

インボイス制度の導入はまだ少し先ですが、不明な点がございましたら担当者までお問合せ下さい。また国税庁のインボイス制度電話相談センター(フリーダイヤル 0120-205-553)でも受け付けています。

財務コンサルティング事業部 川崎 祐子